



設計業務等における成績評定の試行を拡大します



建設工事に伴う設計業務の成果の品質は、その後に施工する工事の品質に大きく影響するものとなっています。そこで、本市では、設計成果の品質向上と同法改正の趣旨を踏まえ、設計業務の成績評定の一層の適正化を図り、建設コンサルタント等の指導育成に資することを目的として、土木及び建築工事に係る一部の設計業務を対象として100点満点の点数方式による成績評定を平成27年度より試行的に実施してきました。

この度、令和2年4月より発注する建設工事に伴う業務委託について、成績評定の試行を拡大します。

1 試行拡大の概要

(1) 契約金額の引下げ

- ・当初契約金額が300万円以上とします。

(2) 対象となる業種拡大

- ・建設工事に伴う地質調査業務及び測量業務を評定対象とします。
- ・ただし、単価契約業務は対象外とします。

(3) 評定点の通知

- ・業務検査終了後、検査結果通知書とともに評定結果を受託者（受注者）に通知いたします。

表 1_設計業務成績評定（試行）の主な改定内容

	新試行要領（R2.4～）	現行試行要領（H27.4～R2.3）
要領名称	さいたま市設計業務等成績評定試行要領	さいたま市設計業務成績評定試行要領
対象業務	設計業務、測量業務、地質調査業務 （建設工事に伴う）	設計業務
対象金額	契約金額300万円以上	契約金額500万円以上
評定点の通知	業務検査終了後、通知あり	通知なし

※1 受注者（受託者）が業務契約～完了までに提出する書類の変更はございません。

※2 令和2年4月以前に発注した業務は今回新たに定める要領の対象とはなりません。

2 その他

- ・なお、この取組みは、成績評定の適正な実施方法などを検討するための基礎資料収集として試行的に行うものであり、今後、試行期間を経て評定点の活用について決まりましたら改めてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】 さいたま市建設局技術管理課
TEL:048-829-1515 FAX:048-829-1988
E-mail:gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp